

西宮市教育委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市教育委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定するにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定により令和5年3月31日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和5年4月12日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会規則第8号

西宮市教育委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

西宮市教育委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（昭和62年西宮市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第2項」の次に「後段又は第3項後段」を加え、「期限延長通知書」を「期限延長等通知書」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項の規定は、この規則の施行の日以後になされた公開請求について適用し、同日前になされた公開請求については、なお従前の例による。

(参考)

○提案理由

権利の乱用に当たる請求等に適切に対処し、情報公開制度の適正な運営等を確保することを目的とした西宮市情報公開条例の改正に伴い、所要の改正を行うため。

西宮市教育委員会情報公開条例施行規則

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p>(公開の可否決定通知等)</p> <p>第3条 条例第11条第1項の規定による通知は、公文書公開可否決定通知書による。</p> <p>2 条例第11条第2項後段又は第3項後段の規定による通知は、公文書公開可否決定の期限延長等通知書による。</p> <p>(略)</p> <p><参考></p> <p>西宮市情報公開条例</p> <p>(略)</p> <p>(公文書の存否に関する情報)</p> <p>第9条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。</p> <p>(公開請求の手続)</p> <p>第10条 公開請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下単に「請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 公開請求をしようとする者の氏名及び住所（法人等にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）</p> <p>(2) 公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項</p> <p>(3) その他実施機関の定める事項</p> <p>(略)</p> <p>(公開の決定及び通知)</p> <p>第11条 実施機関は、請求書を受理した日から起算して15日以内に、公文書の公開をするか否かの決定（第9条又は前条第1項の規定により公開請求を拒否する決定及び公開請求に係る公文書を保有していないことを理由とする公開請求を拒否する決定を含む。以下「公</p>	<p>(略)</p> <p>(公開の可否決定通知等)</p> <p>第3条 条例第11条第1項の規定による通知は、公文書公開可否決定通知書による。</p> <p>2 条例第11条第2項の規定による通知は、公文書公開可否決定の期限延長等通知書による。</p> <p>(略)</p> <p><参考></p> <p>西宮市情報公開条例</p> <p>(略)</p> <p>(公文書の存否に関する情報)</p> <p>第9条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。</p> <p>(公開請求の手続)</p> <p>第10条 公開請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下単に「請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 公開請求をしようとする者の氏名及び住所（法人等にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）</p> <p>(2) 公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項</p> <p>(3) その他実施機関の定める事項</p> <p>(略)</p> <p>(公開の決定及び通知)</p> <p>第11条 実施機関は、請求書を受理した日から起算して15日以内に、公文書の公開をするか否かの決定（第9条の規定により公開請求を拒否する決定及び公開請求に係る公文書を保有していないことを理由とする公開請求を拒否する決定を含む。以下「公開決定等」とい</p>

開決定等」という。)を行い、請求者に対し、当該公開決定等の内容を速やかに書面で通知しななければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に公開決定等を行うことができな場合においては、請求書を受理した日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の期間及び理由を請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、前2項の期間内に公開決定等を行うことにより、所掌事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、請求書を受理した日から相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。
この場合において、実施機関は、速やかに、当該相当の期間及び理由を請求者に通知しななければならない。

4 実施機関が公文書の公開をしないことの決定を行った旨の通知をすときは、その理由及び当該公文書に記録されている情報が非公開情報に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。

5 実施機関が、請求書を受理した日から起算して60日を経過して、公開決定等を行わないうときは、請求者は公文書の公開をしないことの決定があつたものとみなすことができる。

(略)

う。)を行い、請求者に対し、当該公開決定等の内容を速やかに書面で通知しななければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に公開決定等を行うことができな場合においては、請求書を受理した日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の期間及び理由を請求者に通知しなければならない。

新設

3 第1項の場合において、実施機関が公文書の公開をしないことの決定を行った旨の通知をすときは、その理由及び当該公文書に記録されている情報が非公開情報に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。

4 実施機関が、請求書を受理した日から起算して60日を経過して、公開決定等を行わないうときは、請求者は公文書の公開をしないことの決定があつたものとみなすことができる。

(略)